

避難情報等の発令・伝達マニュアル

令和8年5月29日

笠岡市

目次

第1章 総則.....	3
第1節 はじめに.....	3
第2節 避難行動の基本的な考え方.....	3
第3節 避難情報等の種類等.....	4
第2章 水害編.....	5
第1節 災害の特性と住民の避難行動.....	5
1. 外水氾濫（河川の氾濫等）.....	5
2. 内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）.....	5
第2節 避難すべき区域.....	6
第3節 避難情報等の発令の判断基準.....	6
第4節 避難情報等の発令基準.....	6
1. 小田川〔井原水位観測所〕.....	6
2. 今立川〔富岡水位観測所〕.....	8
第5節 避難情報等の伝達方法と内容.....	9
(1) 避難指示緊急安全確保の伝達文（例文）.....	9
(2) 避難指示の伝達文（例文）.....	9
(3) 高齢者等避難の伝達文（例文）.....	9
第3章 土砂災害編（急傾斜地の崩壊）.....	10
第1節 災害の特性と避難行動.....	10
第2節 避難すべき区域.....	10
第3節 避難情報等の発令の判断基準.....	11
第4節 土砂災害警報情報等の入手先.....	11
1. 土砂災害警戒情報 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html	11
2. 土砂災害危険度情報 http://www.d-keikai.bousai.pref.okayama.jp/pc/	11
3. 急傾斜地の崩壊の前兆現象.....	12
第5節 避難情報等の発令基準.....	13
第6節 避難情報等の伝達方法と内容.....	13
(1) 緊急安全確保の伝達文（例文）.....	13
(2) 避難指示の伝達文（例文）.....	14
(3) 高齢者等避難の伝達文（例文）.....	14
第4章 高潮編.....	15
第1節 避難情報等の対象とする高潮災害.....	15

第2節 避難情報等の発令基準.....	15
第3節 避難情報等の伝達方法と内容.....	16
(1) 緊急安全確保の伝達文（例文）	16
(2) 避難指示の伝達文（例文）	16
(3) 高齢者等避難の伝達文（例文）	16
第5章 地震・津波編.....	17
第1節 災害の特性と避難行動.....	17
第2節 避難情報等の伝達方法と内容.....	19
(1) 緊急安全確保の伝達文（例文）	19
(2) 避難指示の伝達文（例文）	20
(3) 高齢者等避難の伝達文（例文）	20

第1章 総則

第1節 はじめに

近年の一連の災害では、緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難情報」という。）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと、住民への迅速確実な伝達が難しいこと、避難情報が伝わっても住民が避難しないことなどが課題としてあげられている。

これらには様々な要因が考えられるが、行政側としては避難情報の意味合いが不明確なこと、具体的な基準がないために判断できないこと、災害の要因である自然現象や堤防等の施設の状況が十分に把握できていないこと、確実性のない段階での判断に限界があること等が要因としてあげられ、住民側からは、住民自ら危険性を認識できないこと、切迫性のない段階での行動に限界があること、避難情報が伝わってもどのように行動していいかが分からないこと等があげられる。さらに、近年の特徴として、高齢者等の避難行動要支援者の被災が多いことや避難途中に被災している人が多いことも事実である。

このような状況を踏まえ、本市においては適切な避難情報の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、避難情報の具体的な発令基準となる『笠岡市避難情報の発令・伝達マニュアル』を取りまとめた。

本マニュアルは、現時点での知見に基づき、避難情報の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報を発令すべきか等の判断基準、さらには、避難情報の伝達方法について取りまとめたものであり、今後の水害・土砂災害に関する情報体制の整備進捗や避難行動の反省等により、必要な時期に随時見直しを行うものとする。

本マニュアルの対象とする災害は、

- ①水害（河川氾濫・大雨）、②土砂災害、③高潮、④地震・津波災害とする。

第2節 避難行動の基本的な考え方

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要である。したがって、下記の点を避難行動についての基本的な考え方とする。

- 要支援者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難
- 道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- 真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動の選択

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

第3節 避難情報の種類等

避難情報の種類、発令の内容及び住民に求める行動は次のとおりであり、状況を見て躊躇せず避難所を開設するものとする。

下記の避難情報を発令した際は、直ちにその旨を笠岡消防署に通報するものとする。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【レベル5】 緊急安全確保 (市町村が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
<p>【レベル4】 避難指示 (市町村が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【レベル3】 高齢者等避難 (市町村が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【レベル2】 河川氾濫・大雨・ 土砂災害・ 高潮注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
<p>早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

第2章 水害編（河川氾濫・大雨）

第1節 災害の特性と住民の避難行動

1 外水氾濫(河川の氾濫等)

堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。堤防を有する河川で破堤した場合、氾濫水は家屋でさえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前の避難完了が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する。そのため、低地で氾濫水が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要となる。

さらに、大河川に小規模の河川が合流する地域では、大河川の水位上昇により小規模の河川の水が流れ込めなくなり、あふれる場合があることに注意が必要である。

なお、内水氾濫が先行して発生する場合も多く、内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれもある。また、急流河川が破堤すると、浸水深はあまり深くなくても、氾濫水の流速が早く避難することが危険な場合がある。

すでに浸水が始まっている場合における避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりとする。

- 浸水深が 50cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険である。
- 流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能である。
- 用水路等への転落の恐れのある場所では、道路上 10cm 程度でも危険である。
- 浸水深 50cm 未満の地域については危険が及ぶと判断される場合は、自主避難を呼びかける。
- 避難が遅れた場合は、自宅の 2 階や近隣の堅固な建物へ避難する等、安全な場所に身をおくこと。

2 内水氾濫(市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等)

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する。一般的に外水氾濫よりも浸水深は浅い傾向にあるが、地下施設等では生命に関わる災害になることがある。

また、小河川からの浸水は、小河川が流れ込む先の河川の水位が高くなると徐々に始まるが、さらなる本川の水位上昇により水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位は一気に上昇するので、水門の閉鎖等の前の避難が必要となる。河川の氾濫と同時に発生する場合も多い。

すでに浸水が始まっている場合における避難について、住民が留意すべき事項は外水氾濫と同様とする。

第2節 避難すべき区域

避難情報の対象となる避難すべき区域の運用にあたって、留意すべき事項は次のとおりとする。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等に対して相互に情報交換を行うこと。
- 避難すべき区域は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難情報の発令区域を適切に判断すること。
- 避難すべき区域の作成の際に参考とした浸水想定区域図（ハザードマップ）は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

第3節 避難情報の発令の判断基準

避難情報の発令の判断基準の運用にあたって、留意すべき事項は次のとおりとする。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と相互に情報交換すること。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

第4節 避難情報の発令基準

1 小田川〔井原水位観測所〕

（1）対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

①対象とする災害

- 漏水、水衝・洗掘

②警戒すべき区間

- 笠岡市甲弩右岸 400m
- 笠岡市甲弩右岸 600m

- 小田郡矢掛町浅海～笠岡市甲弩右岸(30m)
- 笠岡市甲弩右岸 100m
- 笠岡市走出右岸 700m

(2) 避難すべき区域

避難区域	避難所候補
走出	北川小学校 小北中学校
甲弩	北川公民館

(3) 避難情報の基準とする水位観測所

水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	HWL
井原水位観測所	1. 8 m	2. 5 m	2. 5m	2. 9 m	6. 0 5 m

* HWL = 計画高水流量

(4) 避難情報の基準

避難情報は以下の基準を参考に、岡山河川事務所からの情報、今後の気象予測、河川巡視情報及び周辺住民等からの通報を含め総合的に判断して発令する。

避難情報の種類	基 準
緊急安全確保	○井原水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、更に上昇すると予想されるとき ○河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき ○堤防の決壊・水があふれるのを確認したとき
避難指示	○井原水位観測所の水位が、氾濫注意水位を突破し、避難判断水位に達するおそれがあるとき ○河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある亀裂、漏水等）を確認したとき ○記録的短時間大雨情報（110mm/時間）が発表された場合、若しくは、近隣市町村に記録的短時間大雨情報が発表され笠岡市に影響がある場合
高齢者等避難	○井原水位観測所の水位が、水防団待機水位を突破し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき

2 今立川 [富岡水位観測所]

(1) 避難区域と避難所の候補

避難区域	避難所候補
入江	笠岡東公民館 美の浜海岸 笠岡工業高校 横江幼稚園
西大島	笠岡東中学校 大島小学校

(2) 避難情報の基準とする水位観測所

富岡水位観測所であるが、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位については、今後岡山県庁で検討中であり、事後定される。

(3) 避難情報の基準

避難情報は以下の基準を参考に、岡山県からの情報、今後の気象予測、河川巡視情報及び周辺住民等からの通報を含め総合的に判断して発令する。

避難情報の種類	基準
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○富岡水位観測所の水位が、氾濫危険水位を超え、更に上昇すると予想されるとき ○河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき ○堤防の決壊・水があふれるのを確認したとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○富岡水位観測所の水位が、氾濫注意水位を突破し、避難判断水位に達するおそれがあるとき ○河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある亀裂、漏水等）を確認したとき ○上流域において河川の氾濫が発生したとき ○記録的短時間大雨情報（110mm/時間）が発表された場合、若しくは、近隣市町村に記録的短時間大雨情報が発表され笠岡市に影響がある場合

<p>高齢者等避難</p>	<p>○富岡水位観測所の水位が、水防団待機水位を突破し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき</p>
---------------	--

第5節 避難情報の伝達方法と内容

(1) 緊急安全確保の伝達文(例文)

＜伝達文（住民あて）の例＞

緊急放送。こちらは、笠岡市です。現在、氾濫特別警報が発令されたため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に緊急安全確保を発令しました。すでに、〇〇地区で河川氾濫や冠水が発生しており、大変危険な状況です。

〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに安全を確保してください。十分な時間がない方はお近くの安全な建物へ避難してください。また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて安全の確保をお願いします。

(2) 避難指示の伝達文(例文)

＜伝達文（住民あて）の例＞

こちらは、笠岡市です。現在、氾濫危険警報が発令されたため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に避難指示を発令しました。今後氾濫の危険性が高まっており、大変危険な状況です。

〇〇地区びお近くにお住まいの皆さんは、直ちにお近くの避難所へ避難してください。また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難をお願いします。

(3) 高齢者等避難の伝達文(例文)

＜伝達文（住民あて）の例＞

こちらは、笠岡市です。現在、氾濫警報が発令されており、河川氾濫の危険性が高まっているため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に高齢者等避難を発令しました。

〇〇地区で、今後河川氾濫の危険性がありますので、いつでも避難できるように準備してください。

また、高齢者の方など、避難に時間がかかる方は、お近くの避難所へ早めの避難をしてください。

第3章 土砂災害編(急傾斜地の崩壊)

第1節 災害の特性と避難行動

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、長期降雨指標（土壌雨量指数等）と短期降雨指標（60分間積算雨量等）に基づく土砂災害警戒情報と土砂災害に関するメッシュ情報を活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。ただし、土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なり合って発生するため、降雨指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は前兆現象を確認したら速やかに避難する必要がある。

そのため市では、土砂災害に関する情報と土砂災害に関するメッシュ情報のみでなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難情報を速やかに周知・伝達する必要がある。

土砂災害の避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりとする。

- 避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。
- 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

第2節 避難すべき区域

市職員や消防職員又は消防団員による危険個所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を基に、避難情報の対象となる避難すべき区域を判断する。

避難情報の対象となる避難すべき区域の運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難情報等の発令区域を適切に判断すること。
- 「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

第3節 避難情報の発令の判断基準

避難情報の発令の判断基準の運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- 避難情報を発令する区域を特定する際には、土砂災害警戒情報と土砂災害に関するメッシュ情報にも留意すること。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないことも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- 避難情報は、今後の気象予想や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。また、収集した情報を基に、岡山地方気象台（ホットライン）に意見を聞くなど、気象台との連携を密にしながら、以下に示した判断基準表を参考に検討を行い、高齢者等避難、避難指示等の発令を迅速かつ的確に判断し市長に具申（本部長）する。但し、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）、現場からの意見などを総合的に勘案する。

第4節 土砂災害警戒情報等の入手先

1 土砂災害警戒情報 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html>

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、岡山県砂防部局と気象台が共同して発表する情報である。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としていない。また、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

土砂災害警戒情報等が発表されていなくても斜面の状況には常に注意を払い、普段と異なる状況に気がついた場合には、直ちに周りの人と安全な場所へ避難することが必要である。

2 土砂災害危険度情報 <http://www.d-keikai.bousai.pref.okayama.jp/pc/>

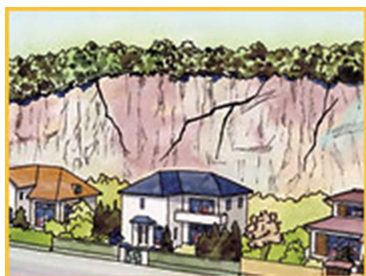
土砂災害危険度情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報であり、気象庁にて判定される指標雨量を元に土砂災害の危険性を表したものである。

土砂災害の危険性は、下表に示す4段階のレベルで表すが、土砂災害の危険性が表示されていない地域でも、土砂災害が発生するおそれがあるので、特に危険箇所の近隣では十分な注意が必要である。NHK地上デジタル放送でも情報の入手ができる。

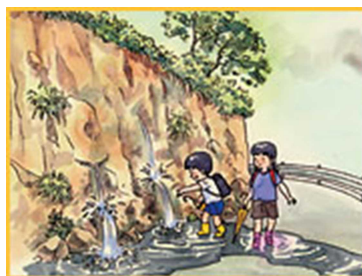
危険度レベル	危険度レベルが示す状況と対処方法
土砂災害の恐れ レベル4	・実況の雨量が土砂災害発生危険基準線に達したとき
土砂災害に嚴重警戒 レベル3	・今後2時間以内に土砂災害が集中的に発生する危険性が高まっている。 ・地元市町村が発表する避難情報等を確認するとともに、溪流や斜面の状況に注意し、早めの避難を心がける。
土砂災害に注意 レベル2	・非常時の持ち出し品や避難経路を確認する。 ・高齢者や災害時要支援者は避難開始の目安である。
今後の雨量に注意 レベル1	・気象や雨量の情報収集を開始する。 ・周囲の溪流や斜面の状況に注意し異常を感じたら早めの避難を心掛ける。

3 急傾斜地の崩壊の前兆現象

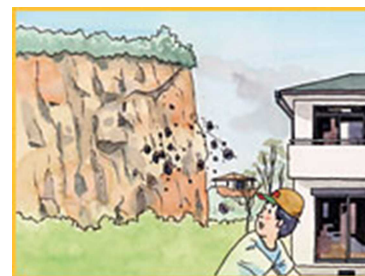
- ・がけから水が吹き出す
- ・がけからの水が濁る
- ・がけに亀裂が入る
- ・小石がパラパラと落ちてくる
- ・がけから音がする



がけに割れ目が見える。



がけから水が湧き出ている。



がけから小石がぱらぱらと落ちてくる。

第5節 避難情報等の発令基準

避難情報は以下の基準を参考に、土砂災害警報情報、土砂災害危険度情報及び急傾斜地の前兆現象に加え、今後の気象予測、土砂災害危険個所の巡視情報及び周辺住民等からの通報等を含め総合的に判断して発令する。

避難情報の種類	基 準	対象地域及び避難所
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害危険度情報 レベル5 ○近隣で土砂災害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難すべき区域 笠岡、北木島町、大井南、吉浜、大河、有田、篠坂、小平井、東大戸、山口、走出、甲弩、大島中、西大島、神島、神島外浦、高島、飛島、白石島、真鍋島、六島
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害危険度情報 レベル4 ○土砂災害の危険性が最も高い状態 ○前兆現象が確認された時 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所 金浦小学校、大井公民館、大島東小学校、神島外中学校、北木西公民館、豊浦ふれあい会館、真鍋小学校、岩坪会館、六島公民館
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害注意情報 レベル3 ○土砂災害の危険性が高まっている 	

第6節 避難情報等の伝達方法と内容

(1) 緊急安全確保の伝達文(例文)

<伝達文(住民あて)の例>

緊急放送。こちらは、笠岡市です。現在、土砂災害危険特別警報が発令されたため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に避難指示を発令しました。すでに、〇〇地区でがけ崩れが発生しており、大変危険な状況です。

〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに安全を確保してください。十分な時間がない方はお近くの安全な建物へ避難してください。また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて安全の確保をお願いします。

(2) 避難指示の伝達文(例文)

<伝達文(住民あて)の例>

こちらは、笠岡市です。現在、土砂災害危険警報が発令されたため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に避難指示を発令しました。がけ崩れの危険性が高まっており、大変危険な状況です。

〇〇地区で、がけや斜面のお近くにお住まいの皆さんは、直ちにお近くの避難所へ避難してください。また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難をお願いします。

(3) 高齢者等避難の伝達文(例文)

<伝達文(住民あて)の例>

こちらは、笠岡市です。現在、土砂災害警報(又は土砂災害警戒情報)が発令されており、土砂災害の危険性が高まっているため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に高齢者等避難を発令しました。

〇〇地区で、がけや斜面のお近くにお住まいの皆さんは、今後がけ崩れが起こる危険性がありますので、いつでも避難できるように準備してください。

また、高齢者の方など、避難に時間がかかる方は、お近くの避難所へ早めの避難をしてください。

第4章 高潮編

第1節 避難情報の対象とする高潮災害

高潮により命を脅かす危険性があるケースを以下の二つに分類する。

- 高潮時の波浪が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合。
- 高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。
特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間に渡り浸水するおそれがあることが想定される。

第2節 避難情報の発令基準

避難情報は以下の基準を参考に、土砂災害警報情報、土砂災害危険度情報及び急傾斜地の前兆現象に加え、今後の気象予測、土砂災害危険個所の巡視情報及び周辺住民等からの通報等を含め総合的に判断して発令する。

避難情報の種類	基準	対象地域及び避難所
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none">・現在の潮位が、「危険潮位」に到達・海岸堤防の倒壊や決壊の発生・水門等の防潮施設の異常（水門を閉めなければいけない状況だが閉まらない等）・異常な越波・越流の発生	○避難すべき区域 中央町、笠岡、北木島町、十一番町、美の浜金浦、生江浜、大島中西大島、神島、横島、神島外浦、高島、白石島、真鍋島、六島、港町
避難指示	<ul style="list-style-type: none">・潮位が、一定時間後に「危険潮位」に到達すると予測される（高潮警報あるいは高潮特別警報が発表）	
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">・潮位が、一定時間後に「危険潮位」に到達すると予測される	

- ・関係機関が、あらかじめ情報を提供するタイミング、内容を決定する際には、市と十分な情報交換を行う必要がある。
- ・既存の高潮警報・注意報や、気象情報について、上記の避難情報と関連づける方向で検討する必要がある。
- ・また、これらの情報の入手方法、経路についても明確にしておく必要がある。
- ・高潮は、台風や低気圧に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、基本的には台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時を想定すれば良い。ただし、高潮警報等で予想された高潮の高さに対する現況の海岸保全施設等の高さの関係や想定される浸水範囲の関係は、地域毎に明確に整理されていないのが実情である。このため、地域毎に海岸堤防等の高さが高潮警報で想定される高潮が発生した場合の被災の想定を検

討して、避難情報の対象地域を確定する必要がある。高潮災害は、一度被災した場合、命を脅かす危険性が高いことから、基本的には安全な地域への移動を伴う立ち退き避難が基本となる。

第3節 避難情報の伝達方法と内容

(1) 緊急安全確保の伝達文(例文)

＜伝達文（住民あて）の例＞

緊急放送。こちらは、笠岡市です。現在、高潮特別警報が発令されたため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に緊急安全確保を発令しました。すでに、〇〇地区で氾濫や冠水が発生しており、大変危険な状況です。

〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに安全を確保してください。十分な時間がない方はお近くの安全な建物へ避難してください。また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて安全の確保をお願いします。

(2) 避難指示の伝達文(例文)

＜伝達文（住民あて）の例＞

こちらは、笠岡市です。現在、高潮危険警報が発令されたため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に避難指示を発令しました。今後氾濫や冠水の危険性が高まっており、大変危険な状況です。

〇〇地区にお住まいの皆さんは、直ちに近隣の避難所へ避難してください。また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難をお願いします。

(3) 高齢者等避難の伝達文(例文)

＜伝達文（住民あて）の例＞

こちらは、笠岡市です。現在、高潮警報が発令されており、氾濫や冠水の危険性が高まっているため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に高齢者等避難を発令しました。

〇〇地区で、今後氾濫や冠水の危険性がありますので、いつでも避難できるように準備してください。

また、高齢者の方など、避難に時間がかかる方は、お近くの避難所へ早めの避難をしてください。

第5章 地震・津波編

第1節 災害の特性と避難行動

津波に対する避難については、強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要と認める場合、あるいは津波警報を覚知した場合には、市町村長は避難指示を直ちに発令すること。

津波は20cmから30cm程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動を取る必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある。沿岸地域（津波災害警戒区域）に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

<津波に対する避難指示（緊急）の判断基準>

以下のいずれかの場合に避難指示を直ちに、津波に対して避難すべき地域（「避難対象区域」）に対して発令

- ・強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合
- ・津波警報を覚知した場合

<避難指示発令を判断する情報>

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m ～	10m 超	巨大
	5m ～ 10m	10m	
	3m ～ 5m	5m	
津波警報	1m ～ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm ～ 1m	1m	(表記しない)

<判断基準設定の考え方>

- どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」を発令する。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。
また、津波に対する避難情報の発令等について留意すべき事項は次のとおりである。
- 津波に対する上記判断基準（具体的な考え方）については、市町村における津波避難計画等において整備すること。
- 避難対象地域については、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月津波対策推進マニュアル検討委員会）、「津波・高潮ハザードマップマニュアル（平成16年4月、内閣府・農林水産省・国土交通省監修）、都道府県の策定した津波浸水予測図を基に確認・見直しを実施すること。
- 避難場所等、避難路等の指定・設定については、津波対策推進マニュアル、津波・高潮ハザードマップマニュアルを参考に、地域住民とも連携して確認・見直しを実施すること。

津波被害想定地区	
富岡	
笠岡	大磯
笠岡	伏越
笠岡	住吉
笠岡	西本町東
笠岡	西本町西
北木島町	大浦
北木島町	楠
北木島町	豊浦
北木島町	金風呂
一番町	
二番町	
三番町	
四番町	
五番町	
六番町	
七番町	
八番町	

九番町	
十番町	
十一番町	
緑町	
新横島	
美の浜	
西茂平	
絵師	
金浦	
吉浜	
生江浜	
茂平	
大島中	
西大島	
西大島新田	
神島	
神島	片島
横島	
入江	
神島外浦	
高島	
飛島	大浦
飛島	小飛島
白石島	
真鍋島	岩坪
真鍋島	本浦
六島	
鋼管町	
港町	
平成町	
カブト東町	
カブト中央町	
カブト西町	
カブト南町	
拓海町	

第2節 避難情報の伝達方法と内容

警報のレベルにより、速やかに次のとおり避難指示を発令する。

(1)大津波警報の伝達文(例文)

<伝達文(住民あて)の例>

こちらは、笠岡市です。大津波警報が発令されました。巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

(2) 津波警報の伝達文(例文)

<伝達文(住民あて)の例>

こちらは、笠岡市です。津波警報が発令されました。標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

(3) 津波注意報の伝達文(例文)

<伝達文(住民あて)の例>

こちらは、笠岡市です。津波注意報が発令されました。海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。